

# 小規模多機能型居宅介護 ダーチャ榴岡

## 重要事項説明書

小規模多機能型居宅介護 ダーチャ榴岡（以下「事業所」という）が提供する小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「介護サービス」という）の内容に関して重要事項を次のとおり説明します。

### 1. 事業者の概要

事業者名称	株式会社 福祉ケアサービス
所在地	宮城県仙台市若林区土樋 104 番地
代表者名	代表取締役 阿部 孝治
電話番号	022-217-3115
FAX 番号	022-217-7506

### 2. 事業所の概要

#### （1）事業所の所在地等

事業所名称	小規模多機能型居宅介護 ダーチャ榴岡
所在地	宮城県仙台市宮城野区小田原二丁目2番23号
管理者名	鈴木 賢一
電話番号	022-353-6123
FAX 番号	022-353-6124
緊急時の連絡先	070-1413-5844
介護保険事業所番号	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 （ 0495200644 ）
登録（利用）定員	登録定員：29名 通いサービス定員 15名 宿泊サービス定員 5名
利用要件	要支援1から要介護5までの方
通常の事業の実施地域	宮城野区 （その他相談に応じる）

#### （2）施設の概要

建物	【構造】木造枠組壁構法 2階建 【延床面積】206.11㎡
居室等の区分	【宿泊室の種類】 洋室（5室） 内、電動ベッド3室 （エアコン設備有・テレビ1室） 【食堂兼リビング】1箇所 【トイレ】一般用 3箇所（全て車椅子対応） 【浴室】一般浴室1箇所（ユニットバス） 機械浴室1箇所 計2箇所
消防設備	スプリンクラー・消火器・自動火災報知機・非常通報装置・非常照明

### (3) 事業所の職員体制

職種	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	合計
管理者	人	1人	人	人	1人
計画作成担当者	人	1人	人	人	1人
看護職員	1人	人	人	人	1人
介護職員	人	人	人	人	人

### (4) サービスの提供時間帯

営業日	年中無休
通いサービス	9:00~17:00
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	17:00~9:00

## 3. 運営方針

- (1) 介護サービスの提供にあたっては、介護保険法並びにその他の関係諸法令及び契約書に従い、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (2) 事業所は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護サービスの提供に努めるものとします。
- (3) 事業所は利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとします。
- (4) 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市区町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民などとの連携に努めるものとします。

## 4. 介護サービスの概要

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- |   |
|---|
| *利用料金が介護保険から給付される場合：介護保険給付対象となるサービス（負担額は負担割合証に記載の割合による） |
| *利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合：介護保険の対象とならないサービス                 |

### (1) サービス利用者

要支援1から要介護5までの方で仙台市宮城野区の住所を有する方

### (2) 介護サービスの種類

#### ① (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画等の立案

利用者の心身の状況、希望、生活環境等を踏まえて、居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画及び(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画(以下「介護サービス計画」という)を作成します。また、必要に応じて介護サービス計画の変更を行います。

## ②相談・援助等

利用者の心身の状況などを的確に把握し、ご利用者・ご家族の相談を適切に応じ支援を行います。

## ③通いサービス及び宿泊サービスの内容

サービス種別	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"><li>・食事の提供及び利用者の状況に応じて食事介助を行います。</li><li>・利用者が一緒に調理することができます。（現在、調理は行事の一環で実施）</li><li>・食事サービスの利用は任意です。</li></ul>
入浴	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般浴槽または特殊浴槽による介助を行います。</li><li>・身体状況に合わせて入浴（全身浴・部分浴）または清拭を行います。</li><li>・衣服の着脱、洗髪、洗身を利用者の状況に応じた介助を行います。</li><li>・入浴サービスの利用は任意です。</li></ul>
排泄	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行います。また、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li></ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活を重視した生活リハビリを基本として、利用者の状況に適した機能訓練を行い、心身の活性化を目指し、身体機能の低下防止に努めます。</li></ul>
健康チェック	<ul style="list-style-type: none"><li>・血圧測定等で利用者の前進状態を把握します。疾病予防、異常時の早期発見に努めます。</li></ul>
生活上の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・上記の他、日常生活上の支援を適宜行います。</li></ul>
レクリエーション等	<ul style="list-style-type: none"><li>・園芸活動、趣味活動（ドライブ、買物等）地域活動への参加を行います。</li></ul>
送迎サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。</li></ul>
安否確認	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の状況に応じて電話での対応や安否確認を行います。</li></ul>

※宿泊サービスは事業所に宿泊していただき、通いサービスと同様のサービスを行います。

## ④訪問サービスの内容

- ・利用者のご自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供に当たり、次に該当する行為はいたしません。
  - \* 医療行為
  - \* 利用者の居宅での飲酒、喫煙及び飲食
  - \* 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品の授受
  - \* 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
  - \* 利用者及びその家族等が迷惑と感ずる行為・活動

## ⑤（介護予防）短期利用居宅介護

- ・利用者の状態や利用者の家族の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊

急に利用することが必要と認められた場合で、当事業所の宿泊室に空床がある場合に短期期間の（介護予防）小規模多機能型居宅介護等を提供します。

- ・利用の開始に当たって、予め7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等、止を得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間にさせていただきます。

## 5. 利用料金

- （1）介護保険に定める報酬に基づいて、基本料金を利用者に請求するものとします。
- （2）介護保険からの給付サービスを利用する場合、介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額によるものとします。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えた介護サービスの利用は超えた額の全額が自己負担となります。
- （3）利用者は、料金表に定めた介護サービスに対する所定の利用料及び介護サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払います。
- （4）基本料金は、通い、訪問、宿泊の全てを含んだ1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。

### （介護予防）小規模多機能型居宅介護費

【同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合】（1ヶ月につき）基本単位数×地域区分単価 10,33 円

介護度	単位数	利用料金/月	利用者負担額 (1割負担)	利用者負担額 (2割負担)	利用者負担額 (3割負担)
要支援 1	3,450	35,638 円	3,564 円	7,128 円	10,692 円
要支援 2	6,972	72,020 円	7,202 円	14,404 円	21,606 円
要介護 1	10,458	108,031 円	10,804 円	21,607 円	32,410 円
要介護 2	15,370	158,772 円	15,878 円	31,755 円	47,632 円
要介護 3	22,359	230,968 円	23,097 円	46,194 円	69,291 円
要介護 4	24,677	254,913 円	25,492 円	50,983 円	76,476 円
要介護 5	27,209	281,068 円	28,107 円	56,214 円	84,321 円

【同一建物に居住する者に対して行う場合】（1ヶ月につき）基本単位数×地域区分単価 10,33 円

介護度	単位数	利用料金/月	利用者負担額 (1割負担)	利用者負担額 (2割負担)	利用者負担額 (3割負担)
要支援 1	3,109	32,115 円	3,212 円	6,423 円	9,635 円
要支援 2	6,281	64,882 円	6,489 円	12,977 円	19,465 円
要介護 1	9,423	97,339 円	9,734 円	19,468 円	29,202 円
要介護 2	13,849	143,060 円	14,306 円	28,612 円	42,918 円
要介護 3	20,144	208,087 円	20,809 円	41,618 円	62,427 円
要介護 4	22,233	229,666 円	22,967 円	45,934 円	68,900 円
要介護 5	24,516	253,250 円	25,325 円	50,650 円	75,975 円

## 【(介護予防) 短期利用居宅介護費】(1日につき)

基本単位数×地域区分単価 10.33 円

介護度	単位数	利用料金/日	利用者負担額 (1割負担)	利用者負担額 (2割負担)	利用者負担額 (3割負担)
要支援 1	424	4,379 円	438 円	876 円	1,314 円
要支援 2	531	5,485 円	549 円	1,097 円	1,646 円
要介護 1	572	5,908 円	591 円	1,182 円	1,773 円
要介護 2	640	6,611 円	662 円	1,323 円	1,984 円
要介護 3	709	7,323 円	733 円	1,465 円	2,197 円
要介護 4	777	8,026 円	803 円	1,606 円	2,408 円
要介護 5	843	8,708 円	871 円	1,742 円	2,613 円

## 【加算】

基本単位数×地域区分単価 10.33 円

サービス内容	単位	利用料 (10割)	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用者 負担額 (3割)	
初期加算	30	309 円/日	33 円	62 円	93 円	
* 認知症加算 (Ⅱ)	890	9,879 円/月	988 円	1,976 円	2,964 円	
* 認知症加算 (Ⅲ)	760	8,436 円/月	844 円	1,688 円	2,531 円	
* 認知症加算 (Ⅳ)	460	5,106 円/月	511 円	1,022 円	1,532 円	
若年性認知症利用者受入 加算	要介護	800	8,880 円/月	888 円	1,776 円	2,664 円
	要支援	450	4,648 円/月	465 円	929 円	1,395 円
* 看護職員配置加算 (Ⅱ)	700	7,770 円/月	777 円	1,554 円	2,331 円	
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	800	8,264 円/月	827 円	1,653 円	2,480 円	
<b>小規模多機能型居宅介護費を算定している場合</b>						
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	640	6,661 円/月	662 円	1,323 円	1,984 円	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 149/1000 加算					

\*は、要介護のみの算定

※月の途中の利用または終了は日割り計算になります。

※初期加算は利用開始から 30 日間の加算

※認知症加算Ⅱ

○認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満場合 1 以上、20 人以上の場合は 1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置。

○認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施。

○当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催。

※看護職員配置加算 (Ⅱ) は事業所の看護職員配置状況により算定します。

※総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）は地域における活動への参加の機会が確保されていることにより算定します。

（５）介護保険給付対象外サービス

以下のサービスについては、利用料金の全額が利用者の負担となります。

項目	内容及び料金
食事の提供（食事代）	利用者に提供する食事 ＊朝食 7:00～開始 396 円/回 ＊昼食 12:00～開始 715 円/回 ＊夕食 17:30～開始 715 円/回 （非課税）
おむつ等	実費徴収（おむつ代及びパット代）
宿泊に要する費用	1 泊 3,000 円
おむつ・パット代	実費
レクリエーション等	実費（利用者の希望によりレクリエーション等に参加した場合）
複写物の交付	1 枚につき 10 円

※日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者が負担することが適用と認められるもの。

- ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの
- ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの

※お食事のキャンセルについては、利用日の7日前までをお願いします。利用日の6日前から前日までにご連絡がない場合は実費をご請求いたします。

\*生活保護を受けている方の介護保険給付対象外の費用は以下のとおりとします。

項目	内容及び金額
食事代	朝食 396 円/回 昼食 396 円/回 夕食 396 円/回（非課税）
宿泊に要する費用	1 泊 1,000 円

6. 利用料金のお支払方法

利用料金については、1 ヶ月の利用料を明記した請求書をサービス提供月の翌月15日までに送付し、同月28日（金融機関休業日の場合は翌営業日）にお支払いいただきます。

お支払方法については、原則として事前に申し込みをされた口座からの自動引き落としとさせていただきますが、やむを得ない事情でその他の支払方法を希望される場合は当事業所までにご相談ください。

また、ご利用後の請求書の金額及び明細にご不明な点がございましたら、当事業所までご連絡ください。

7 介護サービスの利用方法

（１）サービスの申し込み

- ① まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いします。
- ② この重要事項説明書により利用者の同意を得た後、契約を締結します。

## (2) 介護サービス計画の作成

事業者は介護サービス計画を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。

- ① 介護サービス計画の作成にあたっては、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ることとします。
- ② 介護サービス計画を作成した際には、当該介護サービス計画を利用者に交付します。
- ③ 利用者の心身の状況等の変化により介護サービス計画を変更する必要がある場合、または、利用者が介護サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに計画の見直しを行います。

## 8. 介護サービス提供の記録

- (1) 事業者は、介護サービスを提供した際には、介護サービス提供記録等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入し、必要に応じて利用者の確認を受けるものとします。
- (2) 事業者は、作成した介護サービス提供記録等の書面を、この契約の終了後5年間保管します。
- (3) 事業者は利用者の求めに応じて前項の書面を閲覧させ、又は謄写します。謄写に際しては、事業者は利用者に実費負担を請求することができるものとします。

## 9. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 介護サービスの利用にあたっては、主治医等からの指示事項がある場合には申し出てください。
- (2) 体調不良により介護サービスの利用に適さないと判断される場合には、利用を中止することがあります。
- (3) 事業所の事業所の施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損した場合には、自己の費用により原状に復するか又は相当の代価を支払っていただきます。
- (4) 事業所の施設・設備・敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- (5) 利用者は、事業所内で以下に該当する行為を行うことを禁止します。
  - ・ 飲酒での利用
  - ・ 決められた場所以外での喫煙
  - ・ 介護サービス利用時間中の無断外出
  - ・ 危険物（刃物等）の持ち込み
  - ・ 利用者同士又は職員との金銭の貸し借り
  - ・ 利用者同士の飲食物の受け渡し
  - ・ ペットの連れ込み
  - ・ 職員又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと

## 10. 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、利用者の都合により介護サービスの利用を中止、変更又は新たなサービスを追加することができます。

## 11. 守秘義務

事業者及び職員は、業務上で知り得た利用者又はその家族等に関する情報を利用者に医療上、

緊急性の必要性がある場合などの正当な理由なく第三者に漏らしません。また予め文書により、利用者等の同意を得た場合には、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

## 1 2. 損害賠償

事業者は、契約に基づく介護サービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護の契約書第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合は、この限りではありません。

## 1 3. 緊急時の対応方法

事業者は、介護サービス提供時において、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し必要な処置を行うものとします。

また、速やかにご家族又は緊急連絡先へ連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

## 1 4. 事故発生時の取り扱い

(1) 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、仙台市、その他関係機関等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

<留意点>

- ・対象となる事故は、事業者が介護サービス提供中の事故とします。
- ・事故の範囲は、事業者側の過失の有無を問わず、次のいずれかに該当するものをいいます。
  - \*骨折、縫合が必要な外傷又はそれ以上の重篤な事故又は死亡事故
  - \*事業者と利用者又はその家族間で、問題が生じる可能性がある事故
  - \*上記以外に、連絡が必要と認められる事故

(2) 事業者は事故処理の進捗状況に応じて、以下の報告を行うものとします。

- ・事故発生直後の場合は、事故発生状況
- ・事故処理が長期化する場合は、随時、途中経過
- ・問題が解決し、事態が終結した場合はその顛末及び結果

(3) 事業者は、事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。

## 1 5. 協議事項

本重要事項説明書に定めのない事項については、介護保険法令その他の諸法令に定めるところにより、利用者事業者が互いに誠意を持って協議のうえ定めるものとします。

## 1 6. 契約の終了

(1) 利用者のご都合で契約を終了する場合

契約の終了を希望する日の14日前までに文書で意思表示をしてください。

(2) 当事業所の都合で契約を終了する場合

やむを得ない事情により、契約を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。

### (3) 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の介護度が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・事業者がやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ・事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

### (4) その他

- ・事業者もしくは職員が正当な理由なく介護サービスを実施しない場合、守秘義務に違反した場合、故意又は過失により利用者の心身・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為が認められる場合などは、文書で通知することにより、契約を解除することができます。
- ・利用者が、利用料金の支払いを2ヶ月以上滞納し、料金を支払うよう催告したにも関わらず支払わない場合、又は利用者やご家族等が当事業所や当事業所の職員もしくは他の利用者に対して生命・心身等を傷つけ、又は著しい不信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に介護サービスを終了させていただく場合があります。

## 17. 衛生管理等

- (1) 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともにその結果について、職員に周知徹底を図る。
  - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - ・事業所において、職員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- (3) 事業所は、職員に対し、年1回以上の健康診断を受診させる。

## 18. 身体的拘束

- (1) 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (2) 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
  - ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。

- ・身体的拘束等の適正化ための指針を整備する。
- ・介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

## 19. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとします。
  - ・虐待防止対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）の定期的な開催及びその結果を職員に周知
  - ・虐待防止の指針を整備
  - ・職員に対し、定期的な研修の実施
  - ・虐待防止に関する措置の担当者の配置
- (2) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとします。

## 20. 業務継続計画の策定

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 21. 相談・苦情対応

- (1) 事業者は、提供した介護サービスに関する利用者等からの相談や苦情に対して、受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。
- (2) 提供された介護サービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保健団体連合会に対していつでも苦情を申し立てることができます。
- (3) 事業者は、利用者等が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

### <相談及び苦情窓口>

事業所名	小規模多機能型居宅介護 ダーチャ榴岡
窓口担当者	鈴木 賢一
受付時間	平日 8:30~17:30
電話番号	022-353-6123
FAX 番号	022-353-6124

※苦情受付箱を玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他の苦情受付期間

運営適正化委員会	所在地 〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目7番4号8（宮城県社会福祉会館4階） 電話番号 022-716-9674 FAX 番号 022-716-9298 受付時間 9:00~17:00（祝日・年末年始は休み）
宮城野区役所 介護保険課	所在地 〒983-8601 仙台市宮城野区五輪二丁目12-35（宮城野区役所2階） 電話番号 022-291-2111（代表） FAX 番号 022-291-2371 受付時間 9:00~17:00（土、日、祝日を除く）
宮城県国民健康保険 団体連合会 介護保険課 苦情相談窓口	所在地 〒981-0011 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号 電話番号 022-222-7700 FAX 番号 022-222-7260 受付時間 9:00~17:00（土、日、祝日を除く）
仙台市健康福祉局 保険高齢部介護事業支援課	所在地 〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 電話番号 022-214-8192 FAX 番号 022-214-4443 受付時間 9:00~17:00（土、日、祝日を除く）

2.2. 運営推進会議の設置

当事業所では、（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、サービス提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受ける為、下記の通り運営推進会議を設置します。

構成員	利用者、利用者家族、地域住民の代表者、市区町村職員又は宮城野区地域包括支援センター職員・榴岡地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者
開催時期	概ね2ヶ月に1回
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等についての記録を作成し公表

2.3. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関や介護施設を協力医療機関・施設として連携体制を整備しています。

(1) 協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人 康陽会 中嶋病院
院長名	阿部 永
所在地	仙台市宮城野区大槻15番27号
電話番号	022-291-5191
診療科	内科・整形外科・診療科・肛門科 他

(2) 協力歯科医療機関

医療機関の名称	光歯科
院長名	西村 一将
所在地	仙台市青葉区子平町14番22号
電話番号	022-343-0031
診療科	歯科

(4) 協力施設

施設の名称	社会福祉法人 康陽会 特別養護老人ホームJ&B
所在地	仙台市宮城野区清水沼3丁目7番8号
電話番号	022-291-2234
施設の種類	特別養護老人ホーム

2.4. 非常災害時の対策

災害時の対応	別に定める「消防計画」および「災害対応マニュアル」にのっとり行動します。
訓練等	近隣との協力関係を築くとともに、消防計画に則り、年2回避難訓練を行います。
防災設備	当施設の防災設備 ・スプリンクラー・消火器 ・自動火災報知設備 ・非常通報装置 ・日常照明
消防計画等	宮城野消防署へ届出 防火管理者 鈴木 賢一

令和 年 月 日

当事業所は、介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項の説明をいたしました。

<事業者> 住所 宮城県仙台市若林区土樋104番地  
事業者名 株式会社福祉ケアサービス  
(事業所名) 小規模多機能型居宅介護 ダーチャ榴岡  
(住所) 宮城県仙台市宮城野区小田原二丁目2番23号

説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、重要事項説明書に基づいて、上記事業者よりサービス内容及び重要事項の説明を受け、それに同意し、交付を受けました。

<利用者> 〒

住所 \_\_\_\_\_ (電話: \_\_\_\_\_)

氏名 \_\_\_\_\_ 印

<代理人・利用者家族>

〒

住所 \_\_\_\_\_ (電話: \_\_\_\_\_)

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(利用者との続柄: \_\_\_\_\_)